民生委員法・児童委員法における使命を学ぶ

「民生委員法」

第一条　社会奉仕の精神、常に住民の立場

第二条　人格識見の向上、知識・技術の修得

第一四条　民生委員の職務、住民の福祉の増進

「児童福祉法」

第一七条　児童委員の職務

「民生委員」と「児童委員」の兼任制

今日までの歴史

- 1917(大正6)年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」が始まり。

- 1918(大正7)年に大阪府で「方面委員制度」が発足し、1928(昭和3)年には方面委員制度が全国に普及。

- 1946(昭和21)年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められた。

- 　この間、一貫して生活困窮者の支援に取組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきた。

- 済世顧問制度発足から100周年という記念すべき年となった2017(平成　29)年には、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、民生委員制度創設100周年記念全国民生委員児童委員大会が開催された。

- 金沢市においては、1922(大正11)年社会改良委員が設置され今年100周年を記念し、「金沢市民生委員制度創設100周年記念誌」を発刊した。

戦前から戦後の民生委員児童委員活動

・昭和１２年　日華事変以後、戦時体制となり太平洋戦争に突入
　方面委員の軍事援護関係の職務が拡大。
・昭和２１年９月　「方面委員」から「民生委員」へ
　慈善事業のイメージを払拭（委嘱は県知事から厚生大臣へ）
・昭和２２年１２月　児童福祉法が公布され「児童委員」を兼務
・昭和２５年５月　生活保護法の全面改正
　補助機関から協力機関へ（よき隣人、要援護者の代弁者）
・昭和２６年３月　社会福祉事業法が制定
　民生委員が中核になって社会福祉協議会を結成
　社会福祉協議会の構成員となり初仕事は一人一世帯向上運動
・昭和３０年８月　世帯更生資金の創設
・平成２年１０月　世帯更生資金を生活福祉資金貸付制度へ変更(在宅福祉の観点)
・平成６年１月　主任児童委員制度が発足
　子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化する中、児童委員の活動が期待され、
　地区担当の児童委員への援助・協力はもとより、地域で中心的な役割を担う。

石川県における民生委員児童委員活動のはじまり

・大正１１年６月

　１００名足らずの方々が県知事より「社会改良委員」の辞令

・大正１１年８月

　大洪水で犀川・浅野川の堤防が決壊し、橋が流れ、濁流が市街地を襲ったため、被災者の救済、浄水の供給、食糧の炊出しが最初の仕事。

・大正１２年９月

　関東大震災の被災者援護。多数の被災者が県内に入り、物品の配給、病人の世話、宿舎の紹介等、全委員が昼夜交替で活動。

・大正１２年１１月

　被災者の実態調査と一般の社会調査を行い、「調査がなくては方面委員事業は適正に行われないとの基本方針を固めた。

金沢市における民生委員児童委員活動の歴史

・昭和６年２月　金沢市方面委員助成会
　精神に疾患のある方の保護施設「鈴見保護所」を創設

・昭和６年８月　森山方面委員部　常務委員　浦上太吉郎氏
　生活困窮者の入所施設として「東山寮」を創設

・昭和７年４月　県社会課に社会事業担当者を３名配置
　金沢市内を３区分し毎日巡回・方面事業に専門的指導

・昭和９年　野町方面委員部　常務委員　安藤謙治氏
　方面委員の取扱いケースの処理や方面委員の研究センターの必要性を痛感して「第一善隣館」を創設。その後、各方面委員部が競って善隣館を建設。

浦上太吉郎（1893－1972）

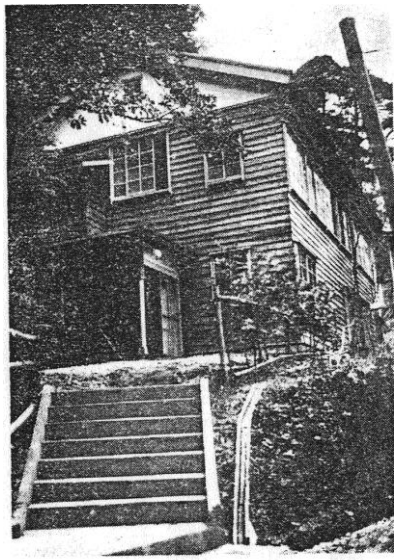

東山寮全景

安藤謙治（1893－1947）

初代　荒崎良道（1902－1976）

第三善隣館

第一善隣館

民生委員児童委員としての誇りや活動のやりがい

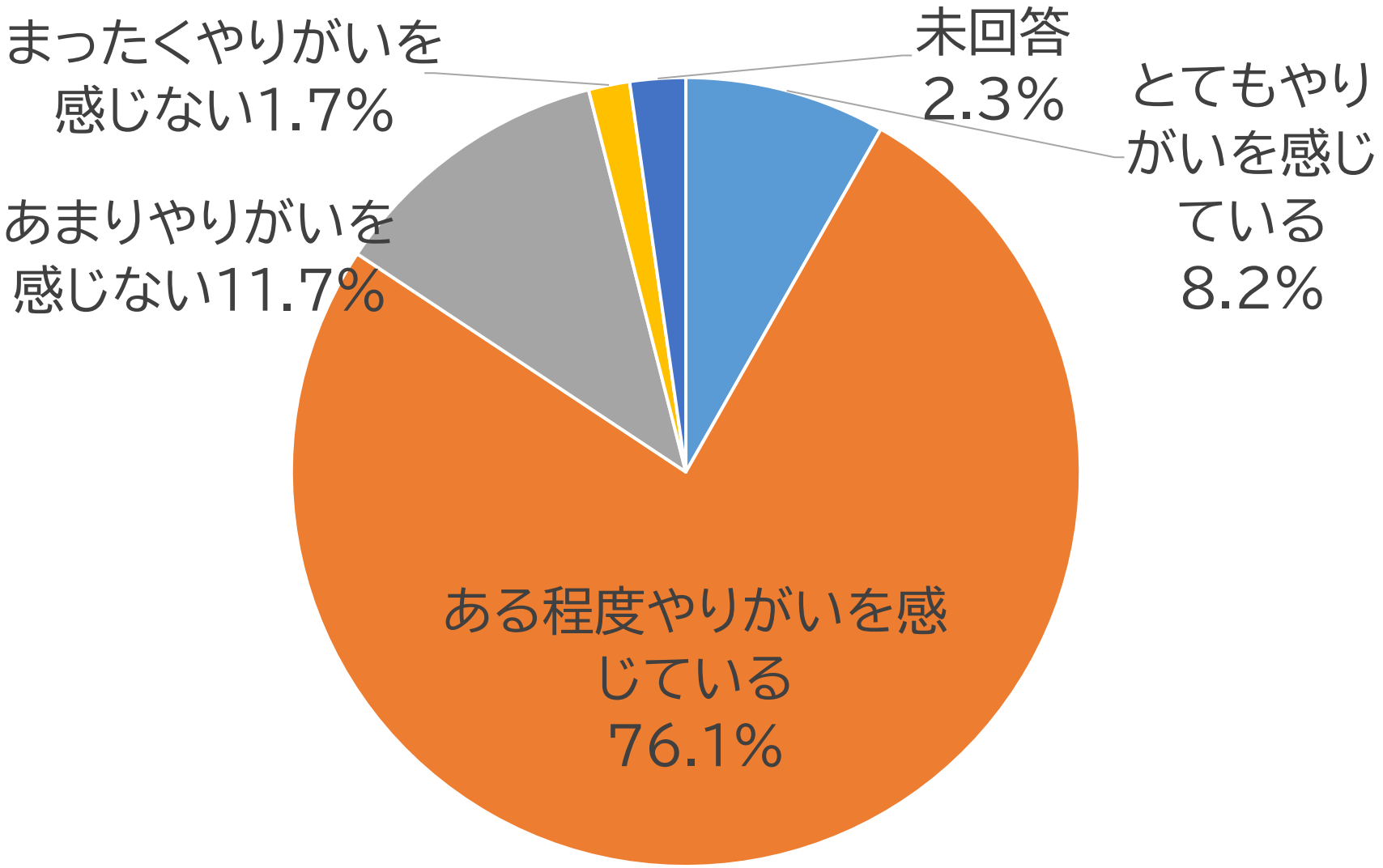

令和4年度民生委員児童委員に関する意識調査抜粋

民生委員児童委員としての誇りや活動のやりがい

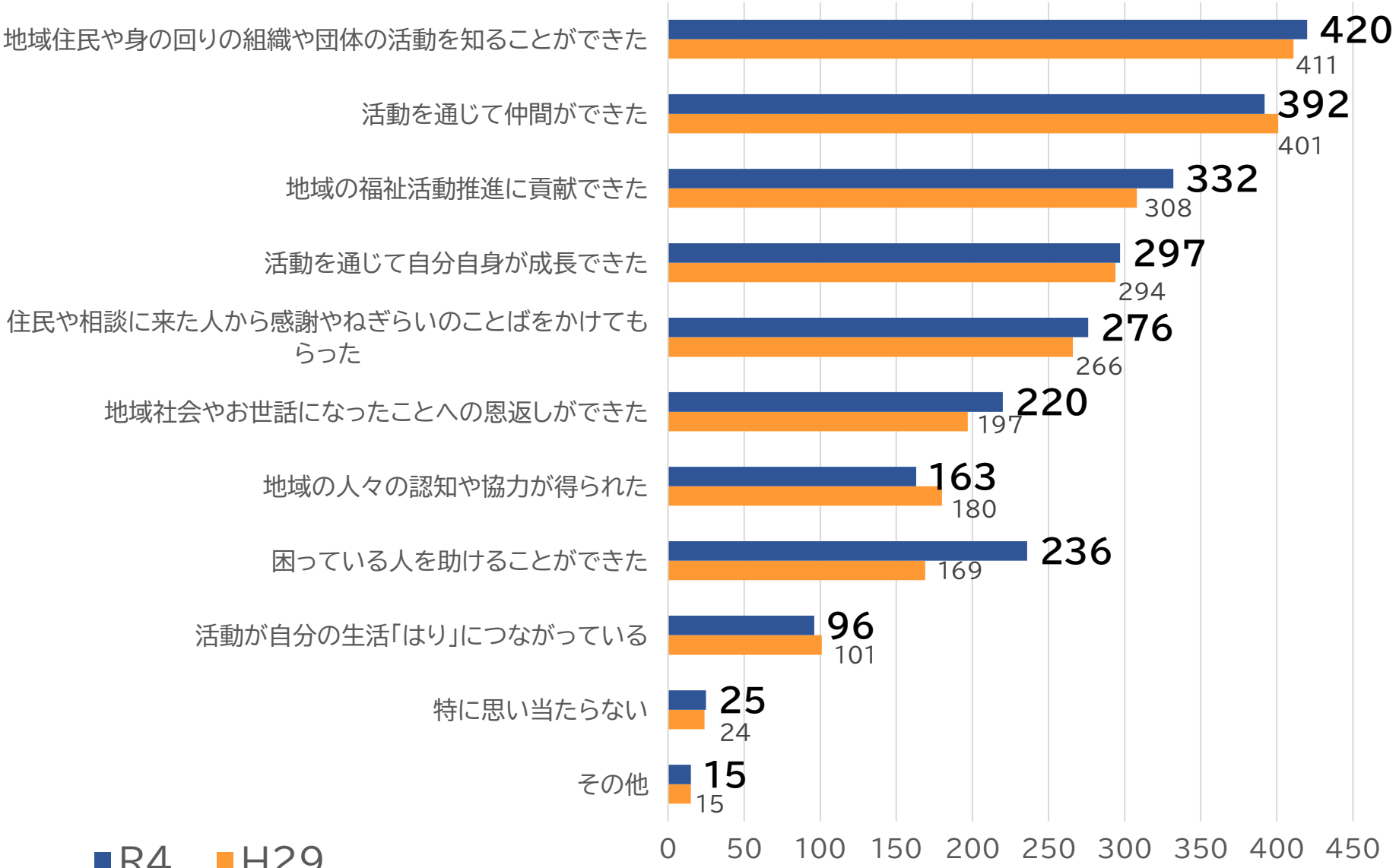

令和4年度民生委員児童委員に関する意識調査抜粋

民生委員・児童委員は、３つの基本姿勢を守ります。

社会奉仕の精神

- 社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

基本的人権の尊重

- 民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが、とくに重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。

政党・政治的目的への地位利用の禁止

- 職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはなりません。

民生委員・児童委員活動には、３つの原則があります。

住民性の原則

・自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

継続性の原則

・福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

包括・総合性の原則

・個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

民生委員・児童委員には、３つの基本的性格があります。

自主性

・常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

奉仕性

・誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

地域性

・一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

- 民生委員・児童委員、主任児童委員は専門職ではないので、いかなる相談にも対処できるわけではないが、専門職にはできないことができる。

- それは、地域の中で、住民の生活の変化を把握することである。

- 普段から気を配っておくと、変化に早めに気付くことができる。変化に気付いたら、できることをしながら、必要に応じて関係機関につなげていくことが大切である。

地域内の関係機関

１．地域包括支援センター

２．福祉施設（児童、障害児・者、高齢者など）

３．医療機関

４．泉野・元町・駅西福祉健康センター

５．こども相談センター・児童相談所（教育プラザ富樫）

６．社会福祉協議会

（１）地区社会福祉協議会（地区民児協事務局、赤い羽根共同募金会など）
地域サロン、子育てサロン、身近な地域の福祉相談窓口、敬老会など

（２）金沢市社会福祉協議会（市民児協事務局、その他）
生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業、複雑・複合課題の世帯への支援など

学校・保育所等との連携

虐待、貧困、いじめ、不登校、引きこもり、犯罪被害等、子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化、深刻化するなかにあっては、すべての民生委員が児童委員であることを意識し、民児協として子どもや子育て家庭に対する相談支援の取組みを強化していくことが期待。

＜子どもや子育て家庭の課題の早期把握のために＞

学校や保育所等は課題を早期発見できる立場にあるものの家庭に対する相談支援を十分に担える状況にはない。

＜学校との連携、協働のために＞

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職の配置が進んでいる。校長や教頭等に加え専門職や養護教諭などとの連携が効果的な連携、協働に有意義。

地域における主要なはたらき

○民生委員の職務（民生委員法第１４条）

① 住民の生活状態を適切に把握すること

② 援助を必要とする人に相談や助言、援助を行うこと

③ 援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと

④ 社会福祉事業者と連携し、その事業を支援すること

⑤ 関係行政機関の業務に協力すること

⑥ 住民の福祉増進を図るための活動を行うこと

○児童委員の職務（児童福祉法第１７条）

① 児童及び妊産婦につき、生活状況を適切に把握すること

② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報提供などの援助及び指導を行うこと

③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉事業者等と連携し、その事業を支援すること

④ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること

⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること

⑥ 児童及び妊産婦の福祉増進を図るための活動を行うこと

○主任児童委員職務

① 関係機関と児童委員との連携
児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと

② 児童委員への協力・援助
区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

③ 民生委員としての活動
生活保護など援助を必要とする世帯を発見した場合は、速やかに区域を担当する民生委員に連絡すること

金沢市における令和3年度の活動状況

内容別相談・支援件数				
相談・支援件数 内　容	民生委員・児童委員 主任児童委員　　計		主任児童委員 （再掲）	
	件数	割合	件数	割合
在宅福祉	1,882	11.0%	8	0.5%
介護保険	433	2.5%	0	0.0%
健康・保健医療	1,076	6.3%	28	1.9%
子育て・母子保健	534	3.1%	301	20.5%
子どもの地域生活	1,207	7.1%	345	23.5%
子どもの教育・学校生活	919	5.4%	384	26.2%
生活費	442	2.6%	25	1.7%
年金・保険	247	1.4%	6	0.4%
仕事	283	1.7%	50	3.4%
家族関係	542	3.2%	51	3.5%
住居	247	1.4%	11	0.8%
生活環境	703	4.1%	15	1.0%
日常的な支援	5,093	29.9%	43	2.9%
その他	3,451	20.2%	199	13.6%
計	17,059	100.0%	1,466	100.0%

分野別相談・支援件数				
相談・支援件数 分　野	民生委員・児童委員 主任児童委員　　計		主任児童委員 （再掲）	
	件数	割合	件数	割合
高齢者に関すること	10,958	64.2%	181	12.3%
障害者に関すること	554	3.2%	15	1.0%
子どもに関すること	3,124	18.3%	1,208	82.4%
その他	2,423	14.2%	62	4.2%
計	17,059	100.0%	1,466	100.0%

民生委員の倫理規定･政治的利用の禁止

○「個人情報」とは？

・生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。（個人情報保護法第２条）

・氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別、世帯状況、勤務先、写真等の情報の組み合わせにより、「個人を特定する情報」となる。

【ポイント】
- 国の機関や地方公共団体は個人情報保護法の対象から除外される
- 民生委員も特別職の地方公務員であり、個人情報保護法の対象外
- 法の主旨より、個人情報の適正な取扱いについての責務あり

○個人情報の適正な取扱いについて
①常に個人情報に接する立場にあることを自覚する
②個人情報については秘密を厳守し、一般的な情報の提供は行わない
③情報の利用目的を明確にし、必要最小限の情報収集に配慮する
④個人情報を記載した資料等は持ち歩かず、厳重に保管する
⑤援助開始時に想定される情報提供範囲等を説明し、本人の同意を得る
⑥想定外・目的外の第三者提供については、そのつど本人に同意を得る

※生命等に関わる緊急時の対応 ～取り扱い上の例外～
事故や災害、虐待など、人の生命・身体・財産の保護のため必要で、本人の同意を得ることが困難な場合は、個人情報の目的外利用や第三者提供は認められる。（個人情報保護法第２３条）
「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスが大切。

○政治的利用の禁止

・民生委員は、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはならない。（民生委員法第１６条）

【ポイント】
- 民生委員活動を離れて、個人として政党に加入することや政治的活動を行うことを禁止してはいない
- 担当地区外での政治活動は問題ない。
- 担当地区内は疑義が生じるため避けた方がよい。

地域内の福祉問題、関係機関、住民団体活動（金沢市地域福祉計画 2018 より）

（１）地域内の福祉問題

○民生委員児童委員活動実態調査（令和４年７月）から見えてきた課題（抜粋）

困りごとを抱えている世帯への対応

困りごとを抱えている世帯のケースを尋ねたところ、「認知症などの課題」、「高齢者の孤立」、「高齢者や障害者等の外出が困難」が上位にあがっています。また、ごみ屋敷や近隣トラブル（騒音、樹木、ごみ）、犬猫問題など、課題が多様化しており、支援が複雑化していることが分かりました。

活動における負担感

活動上の悩みや苦労について尋ねたところ、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」、「民生委員としてどこまで支援すべきかわからない」と回答する民生委員が多く、民生委員としての期待に応えようとする中で、支援を必要とする人との距離感に苦慮している姿が浮かび上がります。

民生委員活動は主に見守り、相談相手、多様な関係者へのつなぎ役ですが、活動内容が住民に十分に周知されていないことも負担感の要因と考えられます。

任期の短期間化

アンケート回答時点までの在任期間を尋ねたところ、約６割の民生委員が２期未満と回答しています。前々回の実態調査では、２期未満の民生委員の割合は約５割であり、在任期間の短期間化が進んでいることが分かります。

経験の浅い委員が無理なく安心して活動を継続していけるよう、行政や地区民生委員児童委員協議会が積極的に支援していくことが必要です。

○町会長アンケート調査から見えてきた課題（抜粋）

地域コミュニティの希薄化

高齢者世帯の増加と子供の減少に加え、約４割の町会で空き家も増加しています。また、「地域住民の活動に対する関心が低下している」との項目について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」との回答がおよそ８割となっています。

そして、金沢市の地域コミュニティ運営の自主自立的な風土を端的に表す言葉である「金沢方式」という言葉について「知っている」と回答した割合は３割に留まっています。

高齢者支援活動の活性化

「高齢者世帯の見守りなどの福祉的な課題が増加している」との項目について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」との回答は６割を超えていました。一方で、町会の活動内容として、「高齢者支援」が「あまり活発ではない・全く活発ではない・そのような活動はない」と回答した割合がおよそ７割となっています。

地域福祉活動及び担い手への高いニーズ

町会における役割で、「地域福祉の担い手」が「とても重要である」と「ある程度重要である」との回答は８割を超えていました。また、「地域福祉の充実」が「とても必要である」と「ある程度必要である」との回答もおよそ９割と非常に高い割合となっています。

（２）地域福祉推進に関する関係機関

○金沢市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間団体で、社会福祉法第 109 条に規定されています。市民や町会などの住民組織、福祉団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉施設・福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、公私の福祉関係者の参加と協力のもと、市民が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行っています。

金沢市社会福祉協議会は、1951 年（昭和 26 年）に発足し、1954 年（昭和 29 年）に社会福祉法人としての認可を受けました。民間組織としての自主性、広く市民や社会福祉関係者に支えられた公共性、継続的な活動で培ってきた専門性などの性格を活かし、市民の福祉活動の組織化・支援や社会福祉を目的とする事業の連絡調整、住民の参加と協力を得ての事業の企画などを行っています。

○金沢市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、地域の関係機関と連携し、様々な面で支援を行うための総合相談機関として、概ね中学校区のエリアである 19 の日常生活圏域ごとに設置しています。

主な業務内容は、高齢者の総合相談支援、介護予防等のケアマネジメント、虐待防止等の権利擁護、地域の関係機関とのネットワークづくり、日常生活圏域ごとに配置した認知症地域支援推進員と連携した認知症の人やその家族の支援などです。

（3）住民団体活動　～金沢の地域福祉を支える社会資源の状況～

金沢には古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、この背景に、一つには金沢の人々の厚い信仰心、二つには冬季に雪が降る自然環境があり隣近所が協力して作業にあたったということ、三つには、金沢は城下町であり、城下町の産業として家内工業が発達して、人々はその地域で支え合っていかなければならなかったことが挙げられています。

現在、地区社会福祉協議会、善隣館、民生委員児童委員、町会、公民館などの多様な実施主体による地域活動が活発に行われています。

このような社会資源の活動は、地域の支え合いや助け合いにおいて非常に重要な役割を担っています。

①　地区社会福祉協議会

現在、市内には 54 の地区社会福祉協議会が、概ね小学校区ごとに組織されています。地区民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、校下（地区）婦人会・女性会、子供会などの各種団体を中心とした地域住民全体が主体となって構成されており、地域の福祉活動の中心的役割を担っています。

（主な活動内容）

友愛訪問、地域サロン、子育てサロン、配食サービス、広報誌の発行、敬老会、
地域見守りネットワークづくり、地域ニーズの調査、ボランティアの募集
共同募金等への協力、介護講座、ボランティア育成活動、コミュニティカフェ

②　善隣館

金沢のコミュニティを語る時、善隣館を抜きには語れません。この善隣館は金沢の福祉の原点ですが、すでに明治期において、経済的に不安定な人や身体に障害のある人に対して、自宅開放などによって救済しようとする篤志家も現れました。

善隣館を最初に作ったのは、安藤謙治氏で方面委員（民生委員の前身）に任命されていました。安藤氏は「善隣館の建設の根本精神は要するに庶民階層に対する福利増進並びに精神的教化運動の二大方針を以て善隣思想の実践化を計らんとするにある」と語ったとされています。

1934 年（昭和 9 年）に第一善隣館が創設されたのに続き、1960 年（昭和 35 年）までに 19 館が開設され、開設当初は、授産事業や託児事業が活動の中心でした。

現在は 11 館が、社会福祉法人としてデイサービスや保育園などの事業を運営していますが、近年、他の民間施設との競合によりデイサービスを廃止する善隣館が相次いでおり、新たな活動の展開が課題となっています。

善隣館は、今もなお色濃い金沢市民の連帯意識の所産であり、その伝統は、善隣思想を発展させ、受け継いでいく必要があります。

③　民生委員児童委員

民生委員児童委員は、社会福祉活動に理解と熱意がある方が地域から推薦され、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員と解されており、その活動は、民生委員法において「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされています。

民生委員児童委員には守秘義務や政治的中立などの義務があり、交通費等の実費弁償はありますが、給与はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアとしての性格を有しています。

本市においては、200 世帯につき１人の配置とし、令和４年 12 月現在 1,032 人の民生委員児童委員が活動されています。

主な職務内容は、住民の生活状態の把握（見守り活動）、援助を必要とする方が自立した生活を営むことができるために必要とする生活全般に関する相談援助、関係行政機関に対する協力、地域サロン・子育てサロンの運営協力など多岐にわたっています。

また、民生委員法第 20 条に基づき、地区民生委員児童委員協議会が、地区社会福祉協議会と同様に、概ね小学校区ごとに組織されています。本市における地区民生委員児童委員協議会の活動は、単に民生委員法上の活動だけではなく、ボランティア団体として、広く地域の福祉活動の主体としての役割を担っています。

④　主任児童委員

主任児童委員は、児童委員（民生委員）の中から厚生労働大臣が指名し、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、主な職務内容は、学校や児童相談所など関係機関との連携、民生委員児童委員への協力・援助などがあります。
本市においては、令和４年 12 月現在 110 人の主任児童委員が活動されています。

⑤　まちぐるみ福祉活動推進員

まちぐるみ福祉活動推進員は、ひとり暮らし高齢者など支援を必要とする人への定期訪問、声かけ、見守り活動を活動内容としており、民生委員児童委員１人につき、概ね２～３人のまちぐるみ福祉活動推進員が「まちぐるみ福祉活動推進チーム」を民生委員児童委員の担当区域ごとに組織しています。

令和４年３月現在、民生委員児童委員を含めて 3,112 名が金沢市長及び金沢市社会福祉協議会会長から委嘱されています。

⑥　町会

金沢における町会（町内会と同義）は、独特の地域共同体としてのコミュニティであると言われ、先人によって育まれた連帯の土壌が町会を支え、現在に受け継がれています。町会は、班から構成され、町会が集まって校下（地区）を形成し、横の連絡機関として校下（地区）町会連合会を結成しています。

また、町会と密接に関係する団体として、婦人会・女性会、子供会及び老人会があり、活動が活発に行われてきました。

なお、校下（地区）町会連合会の連絡機関として金沢市町会連合会が組織されています。市町会連合会が組織されたのは 1962 年（昭和 37 年）で、令和４年４月１日現在 62 の校下（地区）町会連合会、1,345 の町会と 12,074 の班があります。

（主な活動内容）

親睦・レクリエーション活動、環境美化活動、防犯・防火活動、子供会活動、老人会活動、防災訓練、交通安全運動など

⑦　地区公民館

現在、市内に 61 館ある地区公民館は、概ね小学校区単位で設置されています。古くから相互扶助の精神を受け継ぎ、各種地域団体と連携を保ちながら活動を展開しており、地域の独自性を尊重した運営方式はいわゆる「金沢方式」と呼ばれ、金沢のコミュニティを語るときには必ず引用される要素となっています。

「金沢方式」には、運営を各地域に委託する「地域主導」、活動の多くを支える「ボランティア」、　運営費等の一部を地元が負担する「地元負担」という３つの特色があります。地区公民館がこれほど多く、市民生活としっかり結びついた活動をしているところは、全国でもめずらしいといわれています。

また、地区公民館は、地域住民にとって最も身近な学びや交流の拠点であり、地域づくりの実践の場でもあることから、多様な学習機会を提供するとともに、地域課題の解決に向けた取組を実践し、地域の活性化、コミュニティの醸成に寄与しています。

（主な活動内容）

・三大事業である文化祭、社会体育大会、成人式の開催
・成人学級や高齢者学級、女性学級などの自主講座の開設
・グループ、サークルによる各種教室の開催　など

⑧　校下婦人会

女性の地位向上及び資質の向上と明るい社会づくりを目的に、概ね小学校校下単位で組織され、令和４年４月現在、44 の校下婦人会が活動しています。

（主な活動内容）

青少年健全育成・高齢社会問題・ボランティア活動、研修活動、交通安全活動、健康増進活動など

⑨　老人クラブ

老人クラブは自らの老後の生活を健全で豊かなものにするための自主的な組織で、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、明るい長寿社会づくりに資することを目的としており、令和４年４月現在 267 団体が活動を行っています。

（主な活動内容）

社会奉仕活動（友愛訪問、清掃奉仕、地域美化運動等）、教養講座開催（健康教育講座、老人健康食講座、社会問題等教養講座、生きがい講座）、健康増進事業など

⑩　消防団

加賀鳶の伝統を受け継ぐ消防団は、明治の初め自治消防組が組織されたことが始まりと言われています。令和４年４月現在、金沢の消防団は団数３団、分団数 49 分団があって、団員の数は 1,134 人です（機能別団員 119 名含む）。年額報酬のほか、災害や訓練への出動に応じて報酬が支給されています。また、消防ポンプ車の購入や機械器具置場を建築する際には地元で寄附金を募っています。

金沢市民の生命、財産は常備消防だけではなく、義勇精神を持つ消防団員の命がけの奉仕によって守られており、このことが金沢のコミュニティの特色です。

○民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針（概要）

この指針は東日本大震災をはじめ、近年の災害被災地における民生委員活動の経験を踏まえ、今後の災害に備えた民生委員による災害時要援護者支援のための取り組みについて、全国民生委員児童委員連合会がその基本的考え方や留意点を示したものである。

①民生委員自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える

民生委員は地域住民の一人であり、災害時には自分自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える必要がある。「民生委員である以上、頑張らなければならない」と無理を課さないことが大切である。

②自らの安全と健康を守ることがなにより重要

災害発生時には、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先である。大規模災害にあっては復旧・復興に長い時間がかかるため、支援活動のためにも自身が健康を損なうことのないよう、十分留意する必要がある。

③民児協だけでなく、地域ぐるみの活動として取り組む

地域における要援護者の支援には地域住民の協力が不可欠であり、住民を巻き込んだ地域ぐるみの活動としていくことが大切である。

④民生委員が担う役割について住民に周知する

災害時には住民すべてが要支援者となり、民生委員にさまざまな支援が求められる。関係者との役割分担のなかで、民生委員はどのような役割を担うのか、あらかじめ住民に周知し理解を得ておくことが望ましい。

⑤日々の活動延長に災害時要援護者支援活動があることを意識する

日頃の見守りや訪問によって得られた情報をもとに、災害時にとくに支援の必要な要援護者を把握しておくといった取り組みが期待される。

⑥災害対策は平常時の活動がきわめて大切であることを意識する

災害発生時における要援護者の安否確認、避難支援が円滑に行われるためには、近隣での複数の支援者を確保するなど、平時の態勢整備が重要である。また、実践的な避難所運営に関する訓練なども有効である。

⑦災害時要援護者台帳の作成、保管、活用方法について検討する

災害発生後の安否確認や生活支援において、要援護者台帳の役割は大きい。今後は多くの関係者との共有を前提として、台帳の作成、保管、活用方法について具体的な検討が必要である。

⑧行政等との情報提供、共有を重視する

平常時の活動に加え、避難所ごとの避難者情報（名簿）、仮設住宅入居者の情報等、行政等と相互の情報提供、共有のあり方について具体的に検討しておくことが重要である。

⑨災害発生時の委員間の連絡確保と民児協機能の早期回復を重視する

民児協内において、災害発生後の委員の役割分担を明確にしておくことが適当である。また、委員間の連絡、民児協組織の機能回復を早期に図るため、連絡や情報集約の方法を定めておくことも有効である。

⑩民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

自身も被災者である中、民生委員同士の支え合いや民児協組織による委員支援が重要となる。「一人で抱え込まず皆で相談する」といったことを民児協内で徹底しておくことが大切である。

福　祉　健　康　局

福祉と健康の総合窓口
医療費助成などの申請受付
市役所１Ｆ
各福祉健康センター

福 祉 政 策 課
TEL 220−2288　FAX 260−7192
民生委員・地区社会福祉協議会などの地域福祉に関すること、高齢者の福祉サービス、生きがいづくりなど

生 活 支 援 課
TEL 220−2292　FAX 220−2532
生活保護、療養援護　など

介 護 保 険 課
TEL 220−2264　FAX 220−2559
介護保険の認定・給付・収納、バリアフリー住宅改造助成

障 害 福 祉 課
TEL 220−2289　FAX 232−0294
身体・知的・精神に障害のある方の福祉サービス、手帳の交付　など

保　健　所
TEL 234−5102　FAX 234−5104

地 域 保 健 課
結核･感染症予防､栄養改善､食育､医事､薬事･毒劇物など

衛 生 指 導 課
食品衛生､環境衛生､動物愛護

試験検査課･食肉衛生検査所

健 康 政 策 課
TEL 220−2233　FAX 220−2231
健康診査（すこやか検診､集団検診など）
予防接種
医療費助成全般（子育て支援､ひとり親家庭等､障害のある方）

泉野・元町・駅西福祉健康センター
泉野　TEL 242−1131　FAX 242−8037
元町　TEL 251−0200　FAX 251−5704
駅西　TEL 234−5103　FAX 234−5104
母と子の健康、食生活､介護予防・生活習慣病予防、こころの健康、難病、介護保険の受付　など

こども広場

福祉指導監査課
TEL 220−2305　FAX 233−9999
社会福祉法人等の指導監査

医 療 保 険 課
TEL 220−2255　FAX 232−5644
国民健康保険、後期高齢者医療制度の届出・給付・収納

こ　ど　も　未　来　局

子 育 て 支 援 課
TEL 220−2285　FAX 220−2360
子育て支援、児童館・放課後児童クラブ　など

児 童 家 庭 相 談 室
TEL 220−2422
子どもやひとり親家庭の相談支援　など

保 育 幼 稚 園 課
TEL 220−2299　FAX 220−2360
保育所・認定こども園・幼稚園

青少年健全育成センター
長土塀青少年交流センター

幼 児 教 育 セ ン タ ー
TEL 243−1018　FAX 243−1100

こども相談センター
（児童相談所）
TEL 243−4158　FAX 243−1123

○市役所各課の所管業務･関連業務

関連事項・業務等	担当課等・連絡先（代表）
民生委員・児童委員一般事項（選任、活動費等） 地区社会福祉協議会 戦没者遺族等の援護	福祉政策課　２２０－２２７８
介護手当金の支給 紙おむつの給付、緊急通報装置の貸与 理髪サービス、寝具乾燥サービス 高齢者福祉台帳（要援護者実態調査）	福祉政策課　２２０－２２８８
まちぐるみ福祉活動推進員 地域サロン	福祉政策課　２２０－２２８８ 市社会福祉協議会２３１－３５７１
生活保護 歳末見舞金の支給 生活困窮に関する相談	生活支援課　２２０－２２９２
金沢自立生活サポートセンター （生活困窮者自立促進支援モデル事業）	生活支援課　２２０－２２９２ 市社会福祉協議会２３１－３５７１
介護保険制度 介護サービス	介護保険課　２２０－２２６４
身体障害者手帳、療育手帳 特別児童扶養手当 障害のある方が利用できるサービス	障害福祉課　２２０－２２８９
児童手当 児童扶養手当 ひとり親家庭に関する相談	子育て支援課　２２０－２２８５
主任児童委員全般 児童館・児童クラブ	子育て支援課　２２０－２２７９
子育てサロン	子育て支援課　２２０－２２７９ 市社会福祉協議会２３１－３５７１
こどもの虐待や見守り活動	こども総合相談センター ２４３－１０８１ ※児童相談所　２４３－４１５８ ※虐待通報　２４３－８３４８ （虐待通報は２４時間対応）
子育て支援・ひとり親家庭等医療費助成	健康政策課　２２０－２２３３
国民健康保険に関する相談	医療保険課　２２０－２２５５
国民年金に関する相談	市民課 国民年金担当　２２０－２２９５
生活に関する一般相談（暮らしの困りごとなど）	市民相談室　２２０－２２２２
女性に関する相談（ＤＶ相談など）	女性相談支援室　２２０－２５５４
家庭教育サポーター	生涯学習課　２２０－２４３９
金沢市民生委員児童委員協議会 赤い羽根共同募金 生活福祉資金の貸付 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	市社会福祉協議会２３１－３５７１

行政機関への協力

時期	依頼課	業務の内容	摘要
４月	福祉政策課	介護手当金の支給	対象者：寝たきり高齢者等の介護者
５月	福祉政策課	理髪・美容カットサービス券の配布 寝具乾燥消毒サービス利用案内の配布	対象者：在宅で３ヶ月を経過して寝たきり又は重度認知症の高齢者（寝具はヘルパー派遣一人暮らし高齢者も可）
		まちぐるみ福祉活動ガイドブックの配布	対象者：まちぐるみ福祉活動推進員
６月	福祉政策課	要援護高齢者実態調査（高齢者福祉保健台帳）	対象者：R4.3.31現在７０歳及び６５歳の方（対面及びポスティング調査）
７月	福祉政策課	介護手当金支給申請にかかる訪問調査	対象者：寝たきり高齢者等の介護者
８月	福祉政策課	介護手当金の支給	対象者：寝たきり高齢者等の介護者
１０月	生活支援課 福祉政策課 子育て支援課	防災対策調査（屋根雪下ろし）	対象者：高齢者、母子寡婦世帯（生活保護世帯を除く）
１１月	福祉政策課	介護手当金支給申請にかかる訪問調査	対象者：寝たきり高齢者等の介護者
１２月	生活支援課	歳末見舞金の配布	対象者：特別児童扶養手当受給者等（生活保護世帯を除く）
	福祉政策課	介護手当金の支給	対象者：寝たきり高齢者等の介護者
３月	福祉政策課	介護手当金支給申請にかかる訪問調査	対象者：寝たきり高齢者等の介護者
随時	子育て支援課	児童扶養手当申請（申請内容確認）	対象者：ひとり親家庭の母又は父等
	障害福祉課	特別児童扶養手当申請（申請内容確認）	対象者：２０歳未満で精神又は身体に障害のある児童を監護養育している父母等
	教育総務課	就学援助申請（申請内容確認）	対象者：経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者
	福祉政策課	緊急通報装置貸与（申請内容確認）	対象者：７５歳以上の単身または寝たきり（要介護４，５）の方を含む７５歳以上の高齢者のみの世帯

活動記録の書き方

○活動記録とは

民生委員として活動した実績を、厚生労働省が定める福祉行政報告例の報告事項に従って報告する。厚生労働省で全国集計して課題を分析、各種福祉施策の企画・立案の基礎資料として活用される。

○活動記録の記入方法

相談・支援件数		その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		
内容	分野	調査・実態把握 (1)	行事・事業・会議への参加・協力 (2)	地域福祉活動・自主活動 (3)	民児協運営・研修 (4)	証明事務 (5)	要保護児童の発見・通告・仲介 (6)	訪問連絡活動 (7)	その他 (8)	委員相互 (9)	その他関係機関 (10)	活動日数 (11)
①		②						③		④		⑤

①相談・支援件数

・内容(１)～(14)

「相談」「話し合い」「直接的な支援」を行った場合に、**問題が解決したかしないかに関わらず**、分類表２に該当する番号を記入

・分野(16)～(19)

相談・支援活動の対象者に応じて、該当する番号を記入

②その他の活動件数(１)～(６)

・調査・実態把握(１)

証明事務（状況報告）を除く、あらゆる調査・実態把握の活動

(１)に**実際に調査・実態把握を行った件数**（拒否は含み、留守は含まない）を、その他(８)に拒否や留守も含む全訪問件数を記入

・行事・事業・会議への参加・協力(２)

民児協以外の団体等が主催の活動（例：市が依頼する歳末見舞金）

・地域福祉活動・自主活動(３)

民児協が主催または共催する活動（例：民児協共催の地域サロン）

③訪問回数(７)～(８)…住民（支援を要する人）が対象

・訪問・連絡活動(７)

見守りや声かけ、安否確認が目的、かつ**実際に対象者を確認**できた件数のみ記入

・その他(８)

見守りや声かけ、安否確認が主たる目的でない

(７)とは違い、留守や拒否も含め、訪問・連絡した延べ件数を記入する

④連絡調整回数(９)～(10)…民生委員や住民を支援する関係団体が対象

・委員相互(９)

民生委員・児童委員、主任児童委員同士のやりとり

・その他関係機関(10)

民生委員・児童委員、主任児童委員以外のやりとり（例：行政、市社協、事務局、まちぐるみ福祉活動推進員、町会、包括、学校など）

⑤活動日数(11)

活動の実日数を記す。１日に何回活動してもその日の活動日数は１日

○基本的な件数の数え方

その他の活動件数	調査・実態把握(1) …あらゆる調査・実態把握の活動	実際に配付・調査できた件数のみを数える。 （拒否は含み、留守は含まない）
	行事・事業・会議への参加・協力(2) …他団体が主催・主体の活動	配付等の件数ではなく、参加・協力した１つの事業につき１件と数える。
	地域福祉活動・自主活動(3) …民児協が主催・主体の活動	配付等の件数ではなく、参加・協力した１つの事業につき１件と数える。
	民児協運営・研修(4) …民児協定例会、民児協の研修会	参加した１つの会議等につき、１件と数える。 （住民と直接関わらない内部的な活動）
	証明事務(5) …状況確認を行ったもの	状況確認に伴う書類作成を行った場合に、１件と数える。ただし、複数日に渡った場合や複数世帯(人)に作成した場合は、その日または世帯（人）ごとに数える。
	要保護児童の発見の通告・仲介(6) …児童虐待に関する連絡等	要保護児童を発見した場合や発見者からその連絡を受けた場合の件数と、児童相談所等へ通告した件数の延べ件数を数える。
訪問回数	訪問・連絡活動(7) …声かけ・見守り等、安否確認の目的で対象住民宅へ訪問・連絡	実際に安否確認ができた件数のみ数える（偶然に安否確認できた場合も）。 ※安否確認できなかった場合は、活動日数(11)のみに○をする。
	その他(8) …上記(7)以外の目的で対象住民宅へ訪問・連絡	「訪問・連絡活動」以外の目的で行った地域住民へのあらゆる訪問・連絡活動の延べ件数を数える。 留守、調査拒否、電話を受けた場合も含む。
連絡調整回数	委員相互(9) …民生委員同士の連絡や相談・アドバイス	委員相互で連絡をした（受けた）延べ件数を数える。訪問や電話、ＦＡＸ、メール等あらゆる連絡方法が該当。 活動記録を地区会長に提出した場合も該当。
	その他の関係機関(10) …組織・団体への訪問・連絡	あらゆる関係機関と連絡をした（受けた）延べ件数を数える。訪問や電話、ＦＡＸ、メール等あらゆる連絡方法が該当。
活動日数(11)		活動した日ごとに○を付ける。 １日に何回活動しても○は１つで、合計がその月の日数（28～31日）を超えない。

活動記録様式　記入例

2022年　〇月の活動内容

日・曜日	活　動　概　要	相談・支援件数		その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		内容	分野	実態把握・調査(1)	参加・協力へ会議・事業の行事(2)	活動・自主活動地域福祉(3)	運営・研修協民児(4)	証明事務(5)	通告・仲介の発見要保護児童(6)	連絡活動・訪問(7)	その他(8)	委員相互(9)	関係の機関他の(10)	(11)
1(土)	先月の活動件数を集計し、活動記録を整理・点検した。						―							〇
3(月)	地区民児協の定例会に出席。会長から出欠確認の電話を受けた。						―					―		〇
7(金)	金沢市の歳末見舞金配布のため８軒訪問したが、２軒留守、１軒は				―						正正			〇
〃	拒否された。夜、２軒を再度訪問し、見舞金を配布した。													
8(土)	民児協共催の配食サービスで２人に弁当を届け、安否も確認した。					―					T			〇
10(月)	市の高齢者調査で６世帯を訪問、１世帯は不在で調査票配布せず。			正							正―			〇
〃	Ａさんから生活福祉資金の相談を受け、市社協に連絡した。	(7)	(16)										―	
13(木)	散歩の途中、一人暮らしのＢさん宅を訪問、健康状態を確認した。									―				〇
16(日)	市民児協主催の研修会に参加し、民生委員同士で事例検討した。						―							〇
18(火)	町内のＣさんから「最近、毎日近所の子どもの泣き声がひどい」と								―		―			〇
〃	連絡があったため、Ｃさん宅を訪問して様子を聞いた。			―							―			
〃	その後、虐待のおそれがあるため、児童相談所に連絡した。								―				―	
〃	夕方、近所のスーパーで偶然Ａさんに会い、健康状態を確認した。									―				
21(金)	児童扶養手当申請のため、〇〇課から申請者Ｄさんの状況確認の												―	〇
〃	依頼を受け、明日訪問することとなった。													
22(土)	Ｄさん宅を訪問し状況確認。報告書を作成し、Ｄさんに手渡した。							―			―			〇
〃	Ｄさんが育児に少し不安を感じているため、じっくり話を聞いた。	(4)	(18)											
27(木)	Ｅさん宅を訪問するも会えず。夜、電灯がついているのを確認。													〇
30(日)	担当地域の町会の親睦会に、民生委員として招かれ参加した。				―									〇
合計				6	2	1	3	1	2	2	21	1	3	12

2022年 〇月分
活動件数 集計報告書

民児協名：

氏名：

相談・支援件数（内容別）

在宅福祉	(1)	
介護保険	(2)	
健康・保健医療	(3)	
子育て・母子保健	(4)	1
子どもの地域生活	(5)	
子どもの教育・学校生活	(6)	
生活費	(7)	1
年金・保険	(8)	
仕事	(9)	
家族関係	(10)	
住居	(11)	
生活環境	(12)	
日常的な支援	(13)	
その他	(14)	
計	(15)	2 ※

相談・支援件数（分野別）

高齢者に関すること	(16)	1
障害者に関すること	(17)	
子どもに関すること	(18)	1
その他	(19)	
計	(20)	2 ※

※(15)と(20)の合計件数は一致

その他の活動件数

調査・実態把握	(1)	6
行事・事業・会議への参加・協力	(2)	2
地域福祉活動・自主活動	(3)	1
民児協運営・研修	(4)	3
証明事務	(5)	1
要保護児童の発見の通告・仲介	(6)	2

訪問回数

訪問・連絡活動	(7)	2
その他	(8)	21

連絡調整回数

委員相互	(9)	1
その他の関係機関	(10)	3

活動日数	(11)	12

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターとは…
高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、様々な面で支援を行うための総合相談機関です
地域の関係機関と連携し、生活をサポートする他、認知症の方・そのご家族への支援を行っています

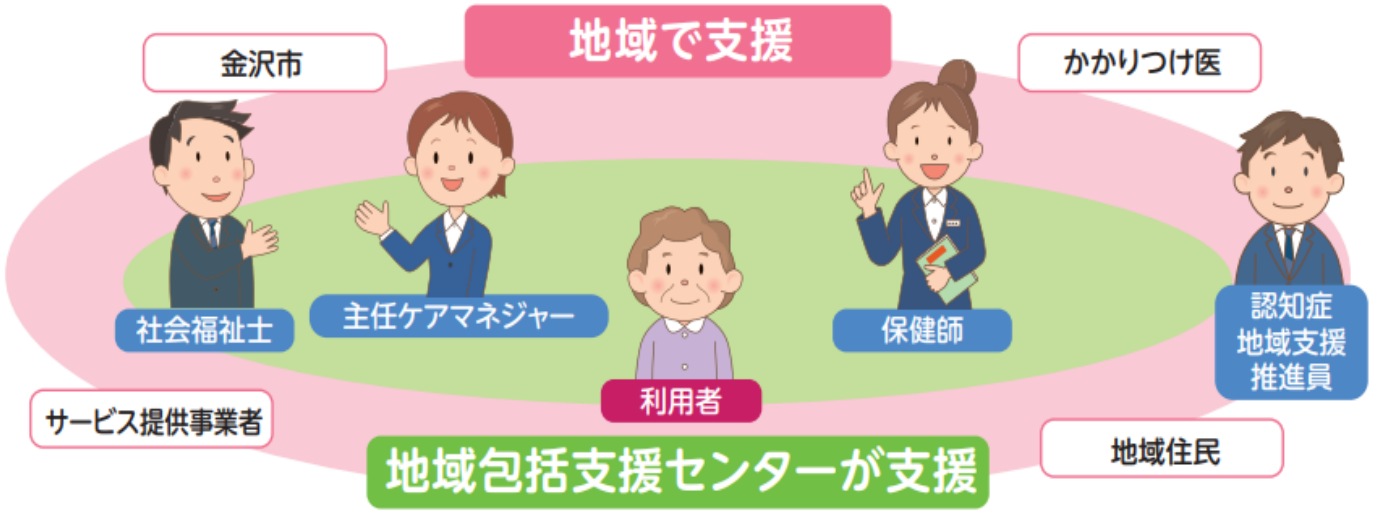

金沢市は市内に19ヶ所の委託センターを配置
ご相談は高齢者がお住まいの地域を担当するセンターへ

きしかわ（森本）	ひろおか（長町・長土塀・芳斉・長田・西）
ふくひさ（小坂・千坂）	かみあらや（押野・西南部・三和）
かすが（浅野・森山・夕日寺）	きたづか（米丸・二塚・安原）
おおてまち（松ヶ枝・此花・瓢箪・馬場）	とびうめ（新竪・小立野）
さくらまち（材木・味噌蔵）	みつくちしんまち（十一屋・菊川・崎浦・内川）
たがみ（犀川・湯涌・浅川）	ながさか（泉野・長坂台）
もろえ（諸江・浅野川・川北）	いずみの（野町・中村・弥生・新神田）
くらつき（鞍月・粟崎・大野・金石）	ありまつ（三馬・米泉）
えきにしほんまち（戸板・大徳）	やましな（富樫・伏見台）
	まがえ（額・扇台・四十万）

地域包括支援センターでは、関係機関と連携し、日々このような業務を行っています

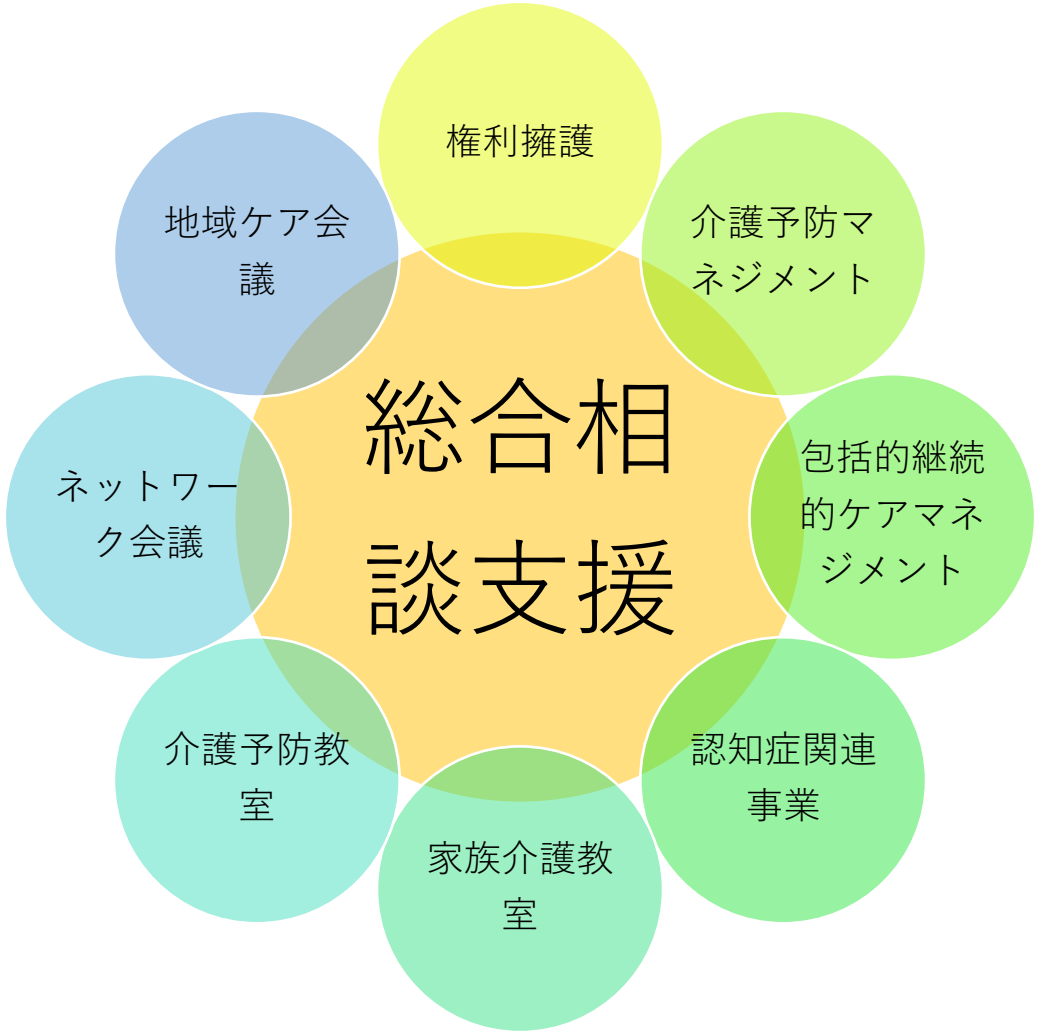

高齢者等の生活実態

高齢期の体の変化

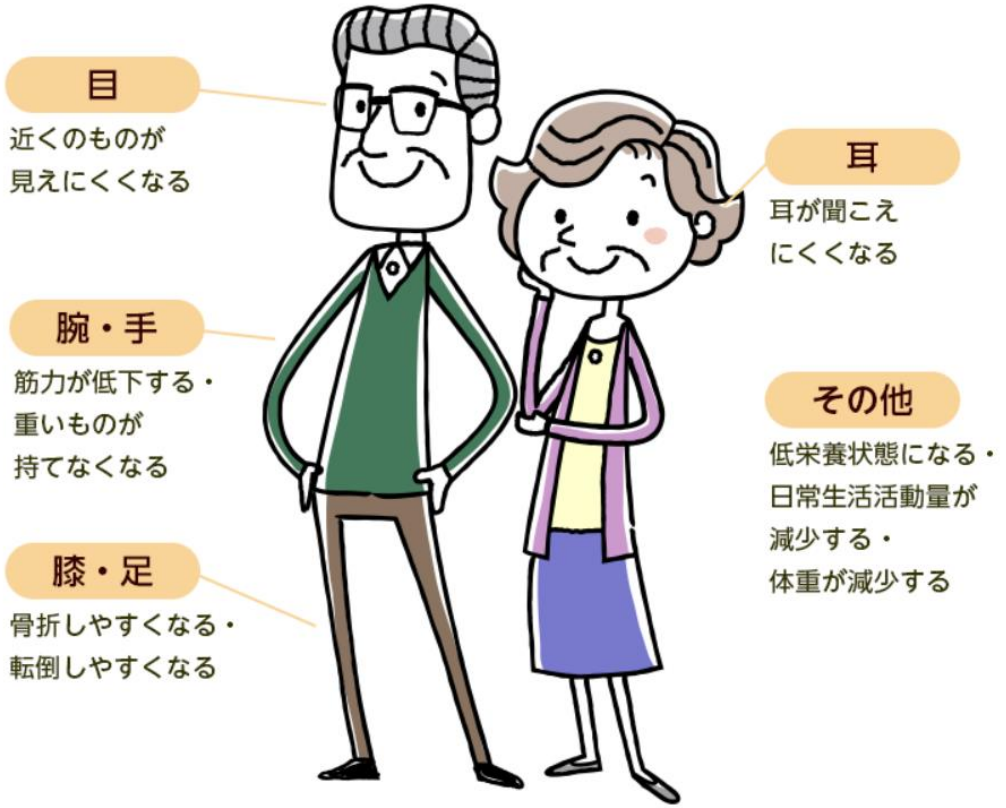

普段の生活に当てはめると…

- 歩き出しの際にふらつきやすい
- 長く歩けず行動・活動範囲が狭まる
- 物がうまくつかめない、握れない
- 会話やテレビなどの音が聞き取りづらい
- 体が疲れやすく、寝て過ごすことが増える
- 食欲の低下、むせやすさ　など

白髪や肌の
しわが増えた

判断力や記憶
力の低下

病気等で健康
面に自信が
なくなった

年金だけでは
生活が苦しい

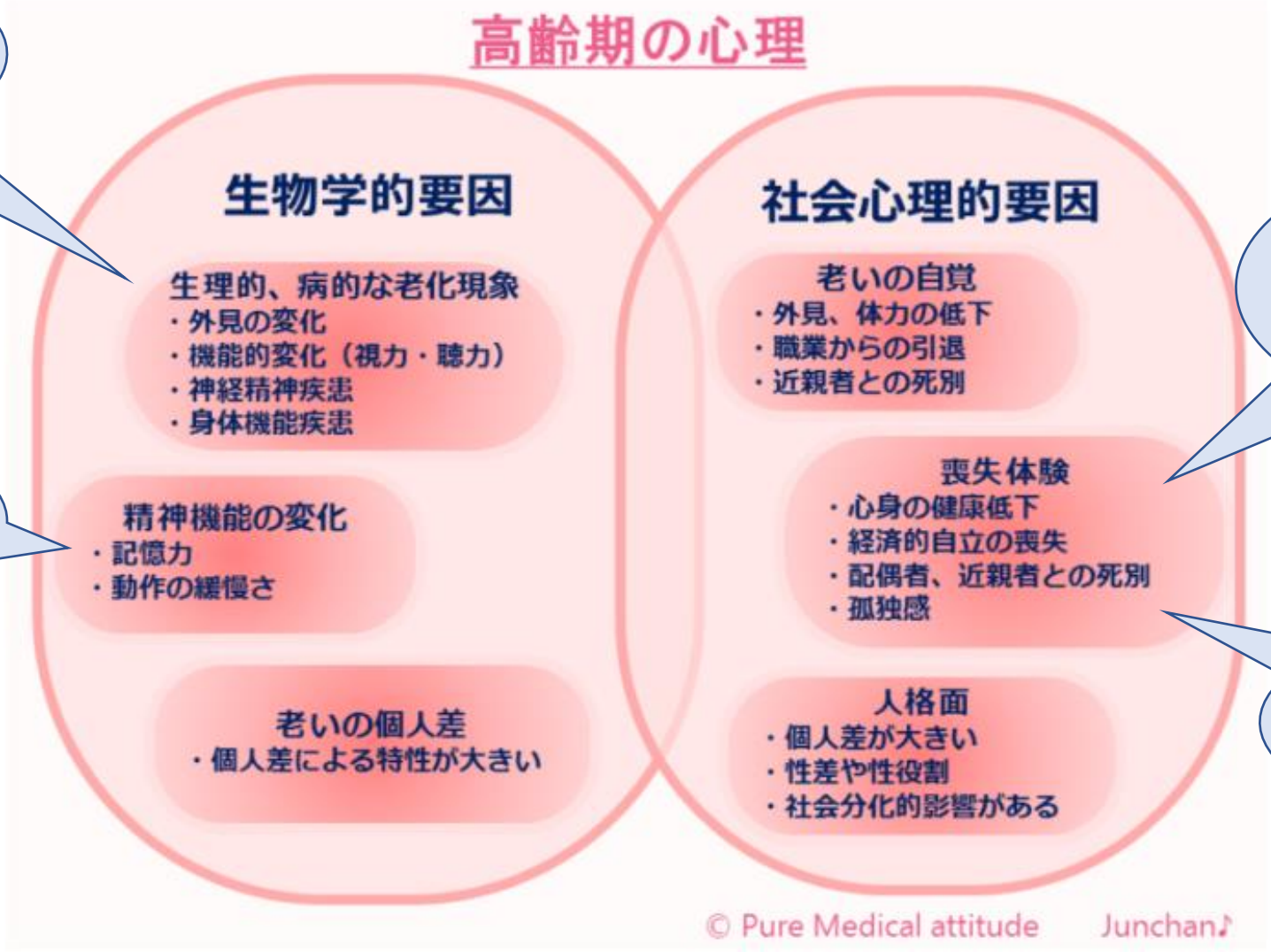

体、心の変化によって

高齢者は今までできていたことが徐々にできなくなることで
不安を抱えやすくなる

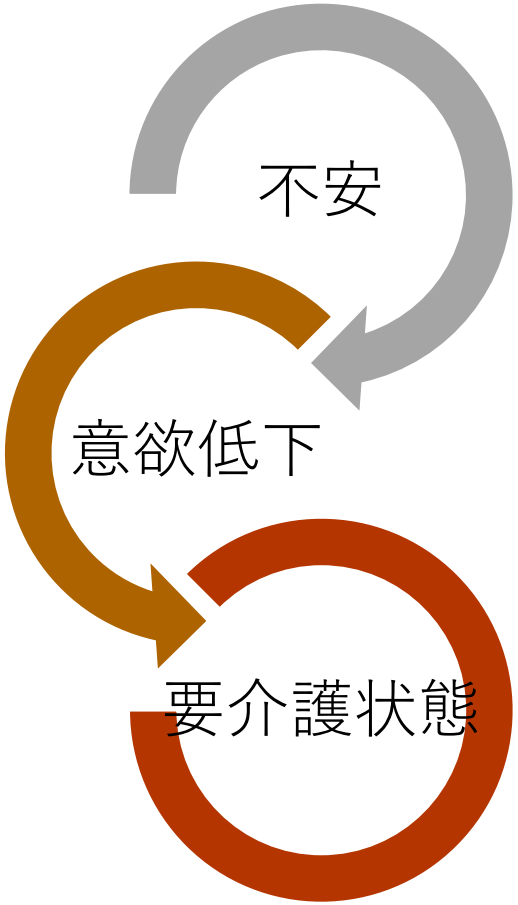

生活問題の把握の方法

①見る

まずは見守り

- 家の前を通って電気がついていない、新聞が溜まっている
- 人（家族や友人など）の出入り
- 身だしなみや体型の変化
- 自宅周辺の環境
- 外出・行動パターン
  例えば…買物に行く時間は〇〇時ぐらい　など

②聞く

挨拶等で話す機会を作る

- 生活上の困りごと
  ※体調や身体状況等さまざまな面を含む
- 人との関わりや交流の有無
- 信頼する人（キーマン）の有無
- 意思や価値観　※否定せず受け入れる　など

情報提供の仕方について

・本人に相談する意思がないケース
利用できるサービスがあっても拒否する場合、相談の強要はせず、サービスや窓口について紹介
まずは相談してみようという気持ちを持ってもらう

・多くの問題を抱え本人が混乱しているケース
一度に多くの情報提供は余計混乱を招くため控える
問題の優先順位をつけ、順位の高い問題から解決を図る　→　問題に関する相談窓口へつなぐ

・相談する意思はあるがどこに相談していいかわからないケース
本人の事情や状況をよく聞き、相談内容に適した窓口を紹介

問題を抱える高齢者がいたら、早めに気づき対応することが大切！

事例①　認知症かもしれない心配

Aさん　　88歳女性

・いつもは元気で挨拶してくださる方がぼーっとして通り過ぎたことがあった。

・ゴミの日を間違って持ってきてしまうと近所の人から注意を受けた。

・身なりに気を使わなくなった様子でいつも同じ服着ているような感じ

・車で買い物に行っているみたいだけど大丈夫かしら・・・。

こんなエピソードがあって地域サロンが終わってから民生委員とまちぐるみ福祉活動推進員から地域包括支援センターに相談が入り、自宅訪問の上、地域の方と協力しながら家族も巻き込み支援していった。

事例②　周囲が迷惑している

Bさん　79歳男性、一人暮らし

・ゴミ当番を忘れる。注意すると怒り出すので、結局町会の方と相談してゴミ当番は回さないようにした。

・年金をもらった月は良いが、奇数月になると「食べるものがない、少し分けてほしい」「お金がない」「寂しい」などと言って家に上がり込むことが多い。と近所から相談を受けた。

・心配だと思い何か困っていることは無いかなどと訪問すると、わしは何にも困っていないと話す。

町会長含め少し問題になっている人がいると、民生委員から
地域包括支援センターに電話が入り、センターの認知症地域支援推進員が訪問し、家族ともコンタクトを取りながら受診につなげ支援開始した。

事例③　体調が悪い方の緊急対応

- Cさん　67歳男性、一人暮らし

・「町会の班長を予定していた方が、体調が悪そうで班内を回ったり班長の役割ができなさそうなので困っている」とまちぐるみ福祉活動推進員から、民生委員のところに相談が入った。

・民生委員が自宅に伺ったところ、玄関まで出てくるのがやっと。痩せが気になり、食事は「食べていない」と話をしている。

・かかりつけの病院はなく受診もしていない様子。

民生委員から地域包括支援センターに連絡が入り、センター職員が自宅訪問し、救急搬送の必要性まではないと判断。

本人の同意を得て、医療機関の受診に付き添った。

家族とも連絡が取れ、今後の生活支援について一緒に考えることとなった。

事例④　体調が悪い方の緊急対応

- Dさん　83歳男性、一人暮らし

・一人暮らしの見舞い品をもって民生委員が自宅訪問をしたところ、インターホンを鳴らしてもなかなか出てこない。

・しばらく待っていると何とか出てきたが、腰痛がひどく外出もできない様子。

・本人は「大丈夫です」というが、頼れる家族もいないようなので心配。

民生委員から地域包括支援センターに連絡が入り、センター職員が自宅訪問。腰痛の訴えが強く、一人暮らしは難しいと判断し救急搬送を要請。

家族の連絡先も不明のため、入院先の病院とも情報共有、退院後の支援を行った。

いつもと違う？　気づきのポイント

みる・きく

いつから？
現状は？

＜状況確認のポイント＞

- インターホン、電話で呼び出してみる（呼びかけは大声で）
- 新聞、郵便はたまっていないか、電気メーターの動きはどうか
- 電気がついているか、テレビやラジオの音が聞こえるか
- 窓や戸の鍵は閉まっているか、空いているところや入れそうなところはないか
- 車や自転車があるか
- 異臭やハエなどがたかっていないか・・・・など

気づく

- 「大丈夫」の裏には、人に迷惑をかけたくない、知られたくない「困った」が潜んでいる可能性がある
- 基本的な日常生活ができているか、相談できる人はいるかどうか

伝える

- 本人が自分で相談ができない場合は、代わりに相談機関に伝える
- 相談機関に伝えることを本人から了承を得る

つなげる

- 目の前で倒れていたら人命救助が優先
- どうしたらよいか分からない場合は、地域包括支援センターに相談連絡を

つなぐ・連絡・相談

地域包括支援センターは、専門職による対応を行います。
普段とは違う・日常生活が困難になったとき、気になる方と出会ったときは、迷わず地域包括支援センターまで連絡・相談をお待ちしています！

地区担当は、
金沢市地域包括支援センター＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号は、（０７６）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※緊急時の電話は24時間体制になっています

令和４年 12 月

人権問題の最近の動向について

金沢市ダイバーシティ人権政策課　橋爪　覚

１．はじめに

基本的人権の尊重

人類の長年にわたる自由獲得の努力の成果　侵すことのできない永久の権利

日本国憲法（昭和 21 年）

第 11 条：基本的人権は永久の権利　第 14 条：全ての国民は平等、差別されない

世界人権宣言（国連：昭和 23 年）

２．人権をめぐる近況

・法律の制定（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法　など）

・匿名によるインターネット上での誹謗・中傷、ネット炎上

【法務省啓発活動強調事項（17 項目）】

分　類	項　目
女性	・ハラスメント　映画監督によるセクハラ、指導者のパワハラ ・ＤＶ被害　身体的・精神的・経済的ＤＶ ・受験差別　私大医学部受験での性差別
子ども	・児童虐待 ・いじめ
障害者	・相模原殺傷事件（やまゆり園事件） ・車椅子や盲導犬同伴での入店、乗車拒否
部落差別 （同和問題）	・就職、婚姻等における部落差別 ・戸籍の不正取得
外国人	・在日外国人へのヘイトスピーチ ・入居、宿泊等の拒否
インターネット	・プライバシーの侵害、リベンジポルノ、ＳＮＳでの誹謗中傷 ・拡散した情報の完全削除は困難
性的指向及び 性自認（LGBT 等）	・大学での自死事件　カミングアウトとアウティング ・パートナーシップ宣誓制度
その他	高齢者、感染症、ハンセン病患者、刑を終えた人、犯罪被害者、アイヌ人、北朝鮮拉致、ホームレス、震災等被災者、人身取引

３．高齢者の人権問題

超高齢化社会の到来とともに、高齢者の人権侵害が顕著になっている

高齢者虐待……身体的・心理的・経済的虐待、介護の放棄など

・身体的・心理的虐待（加害者は身内が多い）

介護疲れや精神的ストレスが原因

介護施設等における傷害事件

・経済的虐待

◇身内による財産の不当搾取

◇高齢者を標的とした悪質な商法、詐欺

悪徳商法：健康食品の契約、家屋の高額修繕

詐欺　　：オレオレ詐欺、アポ電（殺傷事件あり）

電気事業者等を装った侵入

消費者被害を防ぐには・・・

・通話録音装置の設置（市で無料貸出中）

・成年後見人制度

・地域での見守り

４．差別の構造

・「差別」と「区別」

正当な差別、不当な差別（合理的理由）　　いくつかに分けること

「列車の普通車・グリーン車」、「白人専用の□□」等

文化・宗教・社会的価値観に基づいてルール化され、時代とともに変化

・従来からの慣習や集団意識（偏見をもたない差別）

無自覚の差別、自身の心情に反する差別

・核家族化とストレス社会における負の連鎖

ＤＶと児童虐待の関連性

５．まとめ

・昭和の常識は通用しない。人権の国際化・多様化

・人権侵害が起こりやすい社会環境

（インターネット・情報社会の高度化、ストレスの増加、人権意識の高まり　等）

「偏見」「差別」のない社会の実現に向けて、一人ひとりの心がけが大切

「市民一人ひとりが多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う社会の実現」